

平成26年 第21回

川西市教育委員会（定例会）会議録

川西市教育委員会

会議日程・付議事件	1
出席委員	2
説明のため出席を求めた者	3
会議録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 31

会議日程・付議事件

会議日時 平成26年12月18日(木) 午後2時

場 所 川西市役所 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		会議録署名委員の選任	
2		前回会議録の承認	
3		事務執行状況報告	
4	報告第10号	専決報告について(平成26年度川西市一般会計補正予算について)	
5	議案第22号	川西市いじめ防止基本方針(案)の作成について	
6	議案第23号	川西市子ども・子育て計画(案)の作成について	
7		諸報告	

出席委員

委員長 服部 保

委員長
職務代行者 加藤 隆一郎

委員 磯部 裕子

委員 鈴木 温美

教育長 牛尾 巧

説明のため出席を求めた者

教 育 振 興 部 長	石 田 剛
総 務 調 整 室 長	森 下 宣 輝
学 校 教 育 室 長	上 中 敏 昭
教育振興部参事兼学校指導課長	若 生 雅 史
教育振興部参事兼青少年センター所長	辻 俊 博
社会教育室長兼文化財資料館長	柳 川 明 彦
まなび支援室長兼中央公民館長	中 定 久 紀
中 央 図 書 館 長	田 淵 敏 子
教 育 総 務 課 長	藪 内 寿 子
教 職 員 課 長	上 西 浩 之
施 設 課 長	池 下 靖 彦
学 校 指 導 課 主 幹	福 竹 優 子
生 徒 指 導 支 援 課 長	株 本 一 男
学 務 課 長	中 西 哲 子
社 会 教 育 室 主 幹	井 上 昌 子
まなび支援室主幹兼中央公民館主幹	松 山 幸 江

会議録作成者

教 育 総 務 課 主 査 岸 本 匡 史

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 10	専決報告について（平成26年度川西市一般会計補正予算について）	26.12.18	26.12.18	承認
議案 22	川西市いじめ防止基本方針(案)の作成について	26.12.18	26.12.18	可決
議案 23	川西市子ども・子育て計画(案)の作成について	26.12.18	26.12.18	可決

[開会 午後 2 時]

服部委員長 それでは、只今より、平成 26 年第 21 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

服部委員長 まず、12 月 1 日に開催いたしました第 20 回川西市教育委員会（臨時会）におきまして、加藤隆一郎委員が委員長職務代行者に選任されました。また、新たに鈴木温美委員が加わられましたので、順番に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

 それでは、加藤委員お願いいたします。

加藤委員 このたび、職務代行者に指名されましてお受けしました加藤でございます。

 挨拶といっても、改めて名乗るほどのこともないのですが、今の時期について、昨日、ふと考えていました。第 5 次総計も始まって、いろいろ計画の練り直し、新しい施策も考えなくてはいけないと同時に、皆さんもよくご存じのように、教育委員会制度も遅かれ早かれ近々変わります。加えて、こども家庭部と一緒に、幼保一元化、子ども・子育て会議も実施しておりまして、いろいろな組織改革というのが同時に行われている時期だと思えます。いろいろな問題がある時には、一意専心で、一つのことを頑張れというようなことも解決方法ではあるんですが、こういう時期にあたっては、あえて「木を見ずに森を見ろ」と、「大局に着眼しろ」と、四文字熟語には調べたらありました。「着眼大局」と。その立場に立っての解決が一番正しいと思っています。

 僕も、そういうことをしながら、論理的思考の訓練をやっていきたいと思えますので、僕の任期も 9 月 30 日までですから、それまではよろしくお願いします。

服部委員長 ありがとうございます。

 それでは、鈴木委員お願いいたします。

鈴木委員 11 月 30 日付をもちまして、教育委員に就任いたしました鈴木温美と申します。よろしくお願いいたします。

 自らのフィールドのことについては積極的に、また未知の分野については貪欲に学んで、精いっぱい務めたいと思えます。よろしくお願いいたします。

服部委員長 ありがとうございました。

服部委員長 それでは「本日の委員の出欠」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局からご報告をお願いいたします。

教育総務課長
（ 藪内 ） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
 本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

服部委員長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

服部委員長 これより日程に入ります。日程第1「会議録署名委員の選任」を行います。委員長において磯部委員、鈴木委員を指名いたします。よろしく願います。

服部委員長 では次に、日程第2「前回会議録の承認」でございますが、事務局において調製し、第19回定例会及び第20回臨時会の会議録の写しをお手元に配付しております。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長
（ 藪内 ） それでは、まず第19回定例会の会議録につきまして、ご説明申し上げます。
 まず、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席委員を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに審議結果を掲載してございます。会議録につきましては、5ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。また、第20回臨時会につきましても同様に調製させていただいております。
 最後に署名委員の署名ということで、第19回定例会については加藤委員、磯部委員に、第20回臨時会については加藤委員、鈴木委員にご署名を頂戴しております。
 以上でございます。

服部委員長 説明は終わりました。只今のご説明について、質疑はございませんか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。第19回定例会及び第20回臨時会の会議録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、会議録につきましては、承認されました。

服部委員長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局からご報告をお願いいたします。

教育振興部長 それでは、事務状況報告を私の方からさせていただきます。

(石田)

大きく3点あります。1点目が市議会の一般質問についてでございます。2点目が緊急教育要求・全県網の目行動についてでございます。3点目が中学校給食推進基本方針(案)のパブリックコメント実施にあたっての議員協議会についてでございます。

まず1点目、市議会一般質問についてでございます。

市議会の一般質問が12月4日、5日、8日の3日間行われ、18人の議員の皆さんにより一般質問が行われました。

教育委員会に係る質問は、9人の議員から出されました。その主な内容は、

- ・小中学校の授業日数を増やし、学力向上を図る考えについて
- ・学校行事(学級活動以外の特別活動)のあり方を再考し、子ども達に様々な体験をさせることについて
- ・学校施設の大規模改造と耐震化と今後の空調施設の設置について
- ・中学校給食の進め方について
- ・不登校への対策について
- ・「小中連携の推進と小中一貫教育制度の導入」について
- ・学校給食食物アレルギー対応について
- ・子どもの貧困対策としての教育支援について
- ・教育機関における市政や選挙に関する教育について
- ・保育所、幼稚園、小学校における障がい児受入れについて
- ・人口減少社会に対して、川西市の教育としての取り組みについて
- ・「緑台小学校と陽明小学校の統廃合」について

などになっております。

また、「改正地方教育行政法への対応」について一般質問が出されまし

たが、総合政策部での答弁となっています。

2点目、緊急教育要求・全県網の目行動についてでございます。

12月17日(水)の13時から1時間にわたり、「連合川西・猪名川地区連絡協議会」「民主教育をすすめる川西市民連合」「川西川辺教職員組合」と市長、教育長、教育委員会事務局職員とにおいて集会を行いました。これは、県下で行われているもので、「子どもの側にたった教育改革をすすめるための要求書」が提出され、これについて文書により回答を行ったものです。要求書の主な内容は、

- ・学校教育の諸条件の整備とその充実について
- ・人権・同和教育や平和教育の一層の充実を図ることについて
- ・活動施設・設備を拡充し人的配置を十分に行うことについて
- ・危機管理体制の構築を行うことについて

となっており、これについて教育長から回答していただくとともに、「教育予算の拡充について」「学力学習状況調査について」意見交換を行いました。

最後に3点目、中学校給食推進基本方針(案)のパブリックコメント実施にあたっての議員協議会についてでございます。

12月16日(火)に、「中学校給食推進基本方針(案)」のパブリックコメントを実施するにあたり、その内容の説明と方針案に対しての質問や議会意見を聞くための議員協議会が開催されました。この議員協議会での主な質疑や意見については以下の内容です。

- ・中学校給食の実施時期について
- ・空調整備等との優先順位について
- ・中学校給食を実施した場合の授業時間等の生徒への影響について
- ・栄養教諭の配置について
- ・食物アレルギー対応について
- ・米飯給食と牛乳との組み合わせの是非について
- ・モデル校の必要性について
- ・業務を委託する場合については、十分に話し合いを行ったうえで仕様を定めてほしいとの要望

などの質疑や意見が出されました。協議会は2時間30分にわたり熱心なご意見やご質問を賜りました。

この議員協議会を経て、平成26年12月22日から平成27年1月21日までパブリックコメントを実施し、市民の皆様からの意見を募集いたします。パブリックコメント終了後には、議会からの意見、市民の皆様からの意見について検討を行い、教育委員協議会で教育委員の皆様へ検討結

果のご報告をさせていただく予定としております。
以上でございます。

服部委員長 只今の報告について、ご質問はございませんか。

服部委員長 それでは事務状況報告については以上といたします。

服部委員長 では次に、日程第4、報告第10号「専決報告について（平成26年度川西市一般会計補正予算について）」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長（籾内） それでは、報告第10号「専決報告」につきましてご説明申し上げます。
この案件は、急を要したため、教育長に対する事務委任規則、第3条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容は「平成26年度川西市一般会計補正予算について」でございます。

今回の補正は、平成26年11月27日に専決し、市議会へ提出されたものでございます。

それでは、議案書1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、一般職員の給与改定に伴う予算の増に加え、職員の異動等に伴う予算の増減のほか、育児休業等による予算の減に対する措置が主な内容でございます。歳入はございません。

それでは、事項別明細書により説明いたします。

第10款教育費、第1項教育振興費、第1目教育総務費の教育総務費人件費で322万3千円を、同項、第2目教育振興費の教育振興費人件費で12万7千円を追加し、同項、第3目学校教育推進費の学校教育推進費人件費で899万6千円を減額しようとするものでございます。

次ページに移りまして、第2項、小学校費、第1目学校運営費の学校運営費人件費で160万5千円を追加し、同項、第2目学校給食費の小学校給食費人件費で1千160万9千円を減額し、同項、第3目学校保健費の小学校保健費人件費で10万8千円を減額しようとするものです。

次ページに移りまして、第3項中学校費、第1目学校運営費の中学校運営費人件費で22万7千円を追加しようとするものです。

次に、第4項幼稚園費、第1目幼稚園運営費の幼稚園運営費人件費で224万4千円を減額しようとするものです。

次に、第5項特別支援学校費、第1目学校運営費の特別支援学校運営費

人件費で205万4千円を追加し、次ページに移りまして、同項、第2目学校給食費の特別支援学校給食費人件費で21万7千円を追加しようとするものです。

次に、第6項施設費、第1目施設費の施設費人件費で665万7千円を減額しようとするものです。

次に、第7項生涯学習費、第2目生涯学習推進費の生涯学習推進費人件費で35万2千円を減額しようとするものです。

次ページに移りまして、同項、第3目文化財費の文化財費人件費で233万7千円を、第5目公民館費の公民館費人件費で1千596万8千円を追加し、同項、第6目図書館費の図書館費人件費で68万8千円を追加しようとするものでございます。

次ページに移りまして、2.の債務負担行為補正でございますが、特別支援学校スクールバス運行業務委託としまして、2千625万5千円の限度額を設定しております。

次に、小学校、中学校、幼稚園、特別支援学校の一般廃棄物等の収集運搬業務委託と東谷公民館ほか3館分の清掃業務委託として1千519万2千円と、教育情報センター、青少年センター、中央公民館ほか4館分、中央図書館の清掃業務委託として6千179万8千円を合わせ、施設清掃業務委託としまして、7千699万円の限度額を設定しております。

次に、中央公民館、小学校、中学校、幼稚園、特別支援学校、中央図書館の施設設備警備業務委託としまして、9千853万2千円の限度額を設定しております。

次に、小学校、中学校、幼稚園、特別支援学校、公民館の施設保守管理業務委託としまして、3千192万4千円の限度額を設定しております。

これらの業務につきましては、平成27年4月1日付で契約を締結するために入札等の手続期間が必要となってまいります。このための契約の担保として、平成26年度中に地方自治法第214条の規定により、債務の上限額を議会の議決により設定しようとするものであります。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員

まずは補正予算の中から、これは26年11月27日に専決されたものということでご説明を伺いましたが、桁が少し違う分に関して、どのような状況で補正をしたのかお聞かせいただきたいと思います。例えば4ペー

ジの小学校給食費1千160万9千円の減、それと、7ページの公民館費も少し桁が違って1千596万8千円の増ですが、少し大きな金額だと思いますので、簡単に状況をお知らせいただけますか。

総務調整室長
(森下) 失礼いたします。まず、この補正予算ですけれども、金額が少ない分につきましては、今回の人事院勧告の改定に伴いまして、給料の上昇分、それとボーナスの上昇分というのが主な内容になっております。

この金額の多い分につきましては、人の異動、人数の異動を伴う分というような形になっておりまして、例えば小学校の給食費の人件費でありますと、栄養士の方が急な退職で1名おやめになったというのが一番大きな理由というような形となっております。また、公民館費の人件費につきましては、今回、まなび支援室が組織として立ち上がりまして、その配置、アステ市民プラザの配置ということで、教育の中で人の異動をかけた関係で、1名、行政職が増というふうな形になっておりますので、その分に伴いまして大きな金額が出ているというような形となっております。

以上でございます。

磯部委員 ありがとうございます。

服部委員長 ほかによろしいでしょうか。

磯部委員 もう1点。次は債務負担行為補正の8ページですが、施設清掃業務委託の中で、公民館に関しては、単年度で予算を考えているものと複数年度のものに分かれていますと思います。長期で契約するほうが何かとメリットがあるのかなとも思いますが、単年度のもの、3年間でという契約に分かれていることに、何か理由がありますか。

まなび支援室長(中定) まず、基本的には複数年度の見積りということで予算要求は上げておりますが、単年度としておりますのは、その同じグループの中に、耐震工事でありましたりとか、大規模工事が予定されておりまして、その年度内に、例えば委託業務ができないというような事情があるところでございます。

磯部委員 ありがとうございます。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。報告第10号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、報告第10号につきましては、承認されました。

服部委員長 では次に、日程第5、議案第22号「川西市いじめ防止基本方針(案)の作成について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

学校教育室長
(上中) 議案第22号「川西市いじめ防止基本方針(案)の作成について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の9ページをお開きください。

本案は、川西市いじめ防止基本方針(案)の作成について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

提案理由といたしましては、本市におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処について基本方針を策定するために、パブリックコメントを実施し、広く意見を聴き、基本方針(案)を別紙のとおり作成する必要があるためでございます。

基本方針(案)の作成にあたりましては、平成25年度より教育委員の皆様事前に資料をお渡しし、ご意見をいただくとともに、庁内より広くご意見をいただいたうえで修正等を加えさせていただきました。

別添の資料「川西市いじめ防止基本方針(案)」をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。ここで全体の構成を説明させていただきます。

内容は大きく4部構成となっております。第1「川西市におけるいじめ防止等に関する基本的な考え方」、第2「いじめ防止等のための対策に関する事項」、第3「その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」となっており、最後に資料となっております。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

「はじめに」におきまして、本市の教育理念であります「地域と人の輪がつくる教育の推進」を軸といたしまして、いじめ防止対策推進法の第12条の規定により、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定することを挙げております。

次に、第1で、「川西市におけるいじめ防止等に関する基本的な考え方」でございます。

1「いじめの防止等の対策に関する基本理念」といたしまして、いじめは人として決して許されない行為であり、いじめはどの学校でもどの子にも起こり得ることを教育に関わるすべての者が認識し、教育委員会・学校・家庭・地域が一体となっていじめ防止等に取り組まなければならないとしております。2では「いじめの定義」について記述しております。続きまして、2ページをご覧ください。留意事項といたしまして、8点挙げております。特に(6)「インターネット上のいじめ」につきましましては、近年の情報通信機器の進展に伴い、インターネットやLINEなどの無料通話アプリによるいじめなど新たな対応が必要となる現状から、危機感を持っているところでございます。続きまして、3ページをご覧ください。ここでは、特に(8)「警察との連携」ということで、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、直ちに通報することなど、早期に警察に相談や通報できる連携した対応の必要性を挙げています。3「いじめの基本認識」では、「いじめの問題」について共通理解しておくべき特質を印として10点挙げています。次に、4ページをお開きください。4「いじめの構造」では、いじめる側、いじめられる側、そして「観衆」、「傍観者」という構造を説明しております。5「ネット上のいじめへの対応」において、関係機関と連携した指導、児童生徒、保護者への啓発に努める必要性を挙げています。5ページをご覧ください。6「いじめの未然防止」では、どの児童生徒にも自己有用感を育むことや、「居場所づくり」「絆づくり」の重要性を記述しております。7「いじめの早期発見」では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施や、家庭、地域と連携した見守り体制の必要性を挙げています。8「いじめへの対処」では、いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童生徒等の安全確保を行い、組織的な対応をすることとしております。6ページをご覧ください。9「家庭や地域との連携」では、地域が、児童生徒の成長の場、居場所となるよう、学校、家庭、地域の連携の重要性について述べています。10「関係機関との連携」では、第三者機関である川西市子ども的人権オンブズパーソンの活動への協力を挙げています。11「児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む」では、児童生徒自身がいじめの問題について学び、考え、そして、いじめの防止を訴えるような主体的な活動を支援することとしております。12「指導のポイント」として、(1)から(8)の8点を挙げています。

7ページをご覧ください。

ここから、第2「いじめ防止等のための対策の内容に関する事項」となります。1「いじめ防止等のために川西市または教育委員会が実施する施策等」の(1)「いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置」では、アとしまして、「川西市いじめ防止基本方針」を策定することとしております。イ「組織等の設置」におきましては、(ア)いじめ対応川西市ネットワーク会議、(イ)教育委員会の附属機関、(ウ)川西市こどもの人権オンブズパーソンとして3つの組織を挙げております。(ア)の「いじめ対応川西市ネットワーク会議」につきましては、いじめ防止対策推進法に先立ち、兵庫県教育委員会が平成25年度より、いじめ問題への対応を強化するために、全県及び地域ネットワークを構築した際、本市においても要綱を設置していたところでございますが、同法第14条第1項の規定に従い、条例により設置しようとするものであります。また、(イ)の附属機関につきましては、同法第14条3項の規定により、新たに条例により設置しようとするものです。次に、(2)「いじめ防止等のために教育委員会が実施すべき施策」では、教育委員会の施策をアからカの6つに分けて記載しております。ア「いじめの未然防止への措置」として、印にて9点挙げています。8ページをご覧ください。イ「早期発見・早期対応のための措置」、ウ「インターネットを通じて行われるいじめへの措置」、エ「連携の強化」、オ「教職員が児童生徒と接する時間の確保」、カ「その他」につきましても、それぞれ印にて挙げています。(3)「いじめに対する措置」につきましては、ア及び9ページのイにおいて、教育委員会が行う学校に対する支援や調査及び出席停止などの措置について記述しております。

次に、2「いじめ防止等のために学校が実施すべき施策」として、校長の強力なリーダーシップのもと、いじめ防止等の対策のための組織を中核として、教育委員会と連携しながら、学校の実情に応じた対策を推進することとしております。

(1)「学校いじめ防止基本方針の策定」において、学校はいじめ防止基本方針を策定することとしております。(2)「いじめ対応チームの設置とその役割」において、学校はいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、アにおいて、「いじめ対応チーム」を設置することとしております。これらは学校において既に実施しているところであります。

10ページをご覧ください。

(3)「学校におけるいじめの防止等に関する措置」といたしまして、ア「いじめの未然防止にむけた対策」、イ「いじめ早期発見システムの構築」、11ページに続きまして、ウ「いじめの解消に向けたシステムの構築」で

は、いじめ対応チームを中心とした組織的な対応の重要性について記述しております。12ページの「ネット上のいじめへの対応」では、被害状況を保存し、直ちに削除する対応をとること、情報モラル教育の推進や保護者の責務について挙げております。

次に、3「重大事態への対処」について、6つの柱で挙げています。

(1)「重大事態の意味」については、ア「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、イ「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義しております。そして、(2)「重大事態の報告」では、重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市長に報告することとしております。

13ページをご覧ください。

(3)では「重大事態の調査」について挙げております。この調査には、ア「学校が主体となる場合」とイ「教育委員会が主体となる場合」がございます。さらに特記といたしまして「川西市子ども的人権オンブズパーソン」による子ども的人権救済制度」を挙げています。イの教育委員会が調査の主体となる場合は、先ほど申し上げました教育委員会の附属機関がこの調査を行うものとしております。

「留意事項」といたしまして13ページから14ページにかけて、ア、イ、ウ、エの4点を挙げています。

(4)「調査結果の提供及び報告」といたしまして、ア「いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任」と、イ「調査結果の報告」を挙げております。イでは、調査結果は市長に報告することとしております。(5)「その他の留意事項」では、いじめられた児童生徒、保護者への配慮や支援の必要性について記述しております。

15ページをご覧ください。

第3「その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」では、3年の経過を目途とし、見直しの検討を行うことや、学校いじめ基本方針について、教育委員会が策定状況の確認や公表を行うことを挙げております。

16ページは、資料といたしまして、「重大事態への対応フロー図」を掲載しております。

以上が、いじめ防止基本方針(案)の概要となっております。

なお、本基本方針策定に向けたスケジュールでございますが、今後、1月24日より1月26日までパブリックコメントを実施、広く意見をいただいたうえで、今年度中に策定したいと考えております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

服部委員長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

鈴木委員 6ページの9番「家庭や地域との連携」の中に、「学校評議員会・学校支援地域本部の活用」と挙がっておりますが、ここに加えて、実際に子どもたちを見守り、いじめの未然防止・早期発見に努めている機関といたしまして、青少年補導委員会を明記していただくというのはいかがでしょうか。同様に、各中学校区に根差した青少年育成市民会議の存在も掲げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

生徒指導支援課長（株本） 今ご指摘いただきました件につきましては、一度、検討してみたいと思います。

鈴木委員 よろしくをお願いします。

学校教育室長（上中） すみません、先ほどパブリックコメントの期間でございますけども、1月24日より1月26日までと申しましたが、1月24日より2月の26日ということで訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

服部委員長 ほかにございませんでしょうか。日程の誤りですか。

学校教育室長（上中） 大変申しわけございません。パブリックコメントの日程につきましては、再度確認させていただきまして報告させていただきます。申しわけございません。

服部委員長 はい。

磯部委員 12ページの「重大事態への対処」ですが、内容に関しては事前に何度か拝見しているので問題はないと思いますが、3の(1)の「重大事態の意味」という、この「意味」という表現がニュアンス的に何か別の言葉の方がいいかなというようにかねがね思っておりました。これは重大事態というのはどういうことを指すのかということだと思いますので、例えば「定義」という表現ではいかがでしょうか。「意味」というより、もう少し何か適切な表現があればいいかなと思います。

生徒指導支援課長（株本） 「重大事態の意味」という表現でございますけれども、こちらの方は、「重大事態の意味について」ということで、国の基本方針の表現を引用させてもらっているところがございます。

磯部委員 分かりました。承知いたしました。

服部委員長 ほかにございませんでしょうか。

磯部委員 今ご説明いただいたときに気づいた点ですが、印の注釈というのが何点かあると思います。例えば1ページのところに印の1、2があって、4ページのところに印の3というのがあると思いますが、それぞれに注釈の仕方が違っております。例えば印の1ですが、1ページのところであれば、学校というものの注釈で、「学校：何々」というふうになっているんですが、注釈の2のところに関しては「開発的生徒指導」、恐らく「：」が抜けていると思います。それから4ページのところの注釈は印の3で、「法令等」という部分に対しての注釈だと思いますが、恐らくこれは「法令等：」にして、多分、注釈を入れたほうが分かりやすいと思います。

生徒指導支援課長（株本） ただいまご指摘のあった部分につきましては、書式の方を統一したいと思います。

磯部委員 よろしく願いいたします。

学校教育室長（上中） 何度も申しわけございません。パブリックコメントの期間でございます。平成27年1月26日（月）から平成27年2月24日（火）まででございます。申しわけございませんでした。

服部委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第22号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第22号につきましては、可決されました。

服部委員長

では次に、日程第6、議案第23号「川西市子ども・子育て計画(案)の作成について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

学務課長
(中西)

議案第23号「川西市子ども・子育て計画(案)の作成について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の10ページをお開きください。

本案は、川西市子ども・子育て計画(案)の作成について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

提案理由といたしましては、本市における子ども・子育て支援に関する基本的な進め方について、パブリックコメントを実施し、広く意見を聴き、計画を策定するために、計画(案)を別紙のとおり作成する必要があるためでございます。

計画策定の背景でございますが、幼児期の学校教育・保育、子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。これにより市町村は子ども・子育てに関する計画を定め、総合的かつ計画的に取り組みを進めていくこととなりました。

また、これまで整合性を図りつつ個別に策定してきた「川西市次世代育成支援対策行動計画」「川西市保育所整備計画」「川西市幼稚園教育振興計画」の3つの計画を統合し策定しようとするものでございます。

本計画につきましては、平成27年度から5年間を計画期間とし、教育・保育、子育て支援について、量の見込み、確保の方策、実施時期などを記載することとなっております。

計画(案)の作成にあたりましては、「子ども・子育て会議」で審議いただき、それらの結果等に関しまして教育委員の皆様へ資料を配付し、ご意見をいただいていたところでございます。

別添の資料をご覧ください。

事前に配布しておりました資料は「素案」となっておりますが、12月14日に開催されました「川西市子ども・子育て会議」において審議が終了し、現時点で「案」となっておりますので、「案」として説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。ここで全体の構成を説明させていただきます。

第1章「計画の策定にあたって」から第7章「計画の推進体制」までと

資料編で構成されております。計画の中で教育委員会に大きく関係いたします第6章を中心に説明させていただきます。

97ページをお開きください。

「1.市立幼稚園と保育所の現状」としまして、97ページに「幼稚園の現状の概要」としまして表がございます。定員充足率を見ますと、市立幼稚園が43.1%、私立幼稚園が78.8%となっております。98ページには「保育所の現状の概要」がございまして、定員充足率は、市立保育所、私立保育所いずれも100%を超えております。幼稚園と保育所を比較したデータが21ページにございます。21ページの下段の折れ線グラフでございますが、昭和50年ごろから減少傾向にあり、1,000人を下回る数値で推移しているのが市立幼稚園の園児数でございます。一方、同時期から1,600人前後で推移しているのが私立幼稚園の園児数でございます。また、平成3年からのデータで増加傾向にあるのが保育所入所児童数で、平成26年度には私立幼稚園の園児数を上回っており、平成26年10月現在で待機児童数が100人を超える状況となっております。

99ページをお開きください。「市立幼稚園と保育所の現状」の続きでございます。99ページから100ページにかけまして、幼稚園と保育所の配置状況、幼稚園の活性化に関するアンケート調査結果などを記載しております。

次に101ページでございますが、「2.市立幼稚園と保育所の課題」としまして、(1)幼稚園在園児童数の減少、(2)待機児童の問題、102ページでございますが、(3)施設の老朽化への対応、(4)耐震化対策では幼稚園、保育所合わせて8園で、診断が未実施または耐震対策が必要な施設であることなどを記載しております。

次に103ページでございますが、「3.市立幼稚園と保育所の役割等」としまして、地域の教育・保育の中核的な施設としての役割、また、バランスのとれた配置の必要性について記載をしております。

続きまして、104ページでございます。

「4.市立幼稚園と保育所の課題への基本的な対応方針」でございますが、基本方針としまして、上段の枠内でございますが、市立幼稚園・保育所は、私立の施設と連携・協力を図りつつ、質の高い教育・保育を必要とするすべての児童に提供するとともに、子育てを支援する地域の拠点となるよう、その一体化を含め、適正な施設の配置を行うこととしております。

方策としましては、下段の枠内に3点記載しており、1点目が「幼保の一体化を進める施設の配置」としまして、可能な施設については、幼稚園と保育所の一体化を図り、幼稚園・保育所の良さを活かした幼保連携型認

定こども園への移行を推進することとしております。

2点目が「拠点施設の整備」としまして、一体化が困難な市立の幼稚園・保育所については、集約化を図るなど、地域の拠点となる教育・保育・子育て支援施設として再配置することとします。あわせて、民間法人による整備・運営を検討することとしています。

3点目が「安全・安心の施設整備」としまして、耐震化対策やバリアフリー化、アレルギー対応の充実等、安全で安心できる施設整備を進めるとともに、一時預かり、地域子育て支援等、多様化する地域の保育ニーズに積極的に応えていくこととしております。

次に105ページをお開きください。「市立幼稚園と保育所の一体化のめざすもの」としまして5点挙げております。

「幼稚園・保育所の双方の“強み”を合わせた教育・保育の提供」「小学校との接続を重視」「年齢別クラス教育・保育と異年齢教育・保育の実施」「安全で安心、快適な環境」「保護者や地域の子育て支援」でございます。

以上のことを踏まえまして、106ページに記載しておりますのが「市立幼稚園と保育所の再編・一体化事業計画」でございます。

事業計画としまして3つのグループに分類をしております。

1つ目のグループが、計画期間中に着手するもので、4事業を挙げております。1点目が川西南中学校区におきまして、加茂小学校に隣接する旧加茂小学校跡地等に、加茂幼稚園と加茂保育所を移転し、幼稚園と保育所が一体化した施設を新設整備しようとするものでございます。

2点目が川西中学校区におきまして、川西北幼稚園、川西北保育所、小戸保育所、川西中央保育所が一体化した施設を新設整備しようとするものでございます。

3点目が東谷中学校区におきまして、牧の台小学校の敷地内に緑保育所を移転し、牧の台幼稚園と緑保育所が一体化した施設を整備しようとするものでございます。

4点目が、緑台中学校区におきまして、緑台中学校区に新たに民間保育所等を整備し、松風幼稚園については廃園しようとするものでございます。

2つめのグループは一体化するための条件が現時点で整っていないものの、今後、事業化に向けて検討していくものでございます。久代幼稚園と川西南保育所、川西幼稚園と川西保育所の2事業でございます。

3つ目のグループとしまして、多田幼稚園、清和台幼稚園、東谷幼稚園につきましましては、今後の動向を見極め、あり方について検討を進めることとしております。

1つ目のグループの2点目に挙がっておりました川西北幼稚園と3保育所の一体化につきましては、以前にご説明した時点では2つ目のグループに入っておりましたが、その後、一体化を進めるための条件が整いましたので、今回は1つ目のグループに記載したものでございます。

以上が計画の概要でございます。

なお、スケジュールとしまして平成27年1月15日から2月13日まで、広く意見をいただいたうえで、今年度中に計画を策定したいと考えております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

鈴木委員

川西市子ども・子育て計画(案)は、骨子が大層明確で、説得力のある内容だと思います。川西市子ども・子育て会議の委員の皆さんのお働きに心から敬意を表したいと思いました。

幾つか伺いたいことがありまして、よろしくお願いいたします。

まず43ページ、「施策の展開」、これと並んで、107ページ、「1全庁的な推進体制づくり」とあるのですが、担当の所管が大層多岐にわたっています。そして、また107ページのほうでは、全庁横断的に取り組むべき施策だとなされておりすけれども、これをつなぐコーディネーターの配置のお考えはありませんでしょうか。

教育振興部長
(石田)

今お話しがありましたように、この子育てに関していいますと、現在、こども家庭部と教育振興部で連携をとっており、さらに連携を深めるということで、来年度の組織改編につながっております。多岐にわたるものではありますけど、これをコーディネートするとなると、またそれも非常に難しいということで、担当所管で連携しつつ、部長が集まって必要な施策について討議していくというような形になるかと思えます。

以上でございます。

鈴木委員

分かりました。

続けてよろしいでしょうか。

服部委員長

どうぞ。

鈴木委員

49ページです。「放課後児童対策の充実」、このことは、並びまし

て60ページに、表の 再のところにも同じように挙がっているのですが、放課後子ども教室の役割が大きく取り上げられております。ところが、現場ではコーディネーターが運営に苦心しておりまして疲弊しております。後継者も育ちにくい状況です。コーディネーター養成講座等の開催の必要性を思いますが、いかがでしょうか。

教育振興部長
(石田) ただいまの放課後の子どもの活動ということでございます。私どもも現場にいましたときに、非常に多岐にわたる事業が錯綜している状況でございます。それらを一元化して有機的に連合する必要があるのかなということは、こども家庭部との協議の中でも出ております。今回、こども家庭部と教育振興部が一緒になる中で、教育推進部の中に、そういう放課後の子どもの活動について、放課後子どもプランというような形、それと土曜日に行われている事業、それから留守家庭児童育成クラブ、これらを一体化して有機的に取り組むための課を設定しようとしております。そういう中で、もう一度、今まで培ってきた実績あるもののそれらをつないで再構築するような作業に努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

鈴木委員 ぜひよろしく願いいたします。

服部委員長 ほかにございませんでしょうか。

鈴木委員 続けてよろしいでしょうか。

服部委員長 はい。

鈴木委員 56ページです。56ページ「遊びや学びの機会の充実」、この表の中の 8「学校・地域連携推進事業」の中に、社会教育室の学校支援地域本部事業も同等に加わるかと思いますが、いかがでしょうか。

同じことが、66ページ、中ほど「子どもを犯罪や災害等の被害から守るための活動の推進」、この中にも、担当所管が青少年センターである青少年補導委員会が加わるのではないかと思います。この2点はいかがでしょう。

学務課長
(中西) この計画につきましては、先ほど申しましたように、以前ありました「次世代育成支援対策行動計画」を含めた計画となっております。事業数と

しましては約200の事業が主な事業としてここに掲げられております。それで、このほかにも、委員ご指摘のように、関連する事業はございますが、主な事業ということでご理解いただけたらと思っております。

鈴木委員 そうですか。はい、分かりました。

服部委員長 ほかにごございませんでしょうか。

磯部委員 108ページに、今回の計画の評価指標というものが掲げられています。教育委員会関係であれば、一番の「子育てがしやすいまちだ」では、幼稚園や保育所のあり方という部分で関わっているのかなと思います。目標値の設定が50%から67%と高い目標値を設定していると思いますが、この目標値を設定するにあたって、その数値設定の経緯が分かるようであればお知らせいただければと思います。

学校教育室長
(上中) この数値につきましては、市民の実感調査というところでここに挙げてございます。いま現在、これ、担当所管がこども家庭部になってございまして、そこで目標設定という形をしております。その経緯につきましては、まだ詳細なこども家庭部との連携というものを図っておりません。今後進めていく中で、また次年度の組織改編に向けて、そういった連携を深めていきたいと考えております。

磯部委員 ありがとうございます。

服部委員長 ほかよろしいでしょうか。

加藤委員 意見ということではないんですが、子ども・子育て計画ですけれども、先ほども挨拶で述べましたように、来るべき再編に向けて、きちっと網羅されていて、何か起こったときにはここから変えられますね。そのように僕は非常に良くできていると思っております。

以上、感想です。

服部委員長 ありがとうございます。

鈴木委員 106ページです。この表の最後ですが、松風幼稚園については廃園とするとあります。ただいま松風幼稚園の保護者による署名運動が展開され

ております。ぜひとも地域の理解と協力の得られるご提案をいただきますように、くれぐれもお願いしたいと思います。

教育振興部長 (石田) 廃園という手続につきましては重く受けとめております。公立の幼稚園に対するご期待があるのかなというふうに思っております。

ただ、幾つかの点で課題もございます。一つは、先ほどもありましたように、公立幼稚園の入園児、在園児というのは非常に少なくなっていると、その中に公の財源を投入することが一つあります。もう一つは、川西市が急速に発展していく中で、私立の幼稚園につきましても非常に手を取り合っただけで一緒に発展してきたというような経緯がございます。先ほど課長からの説明もありましたが、私立幼稚園の充足率も今100%を割っております。そのような状態の中で、公立と私立とどれくらい残していくかということについては、やっぱり今後とも検討が必要な材料かなというふうに思っています。

ただ、最初に申し上げましたとおり、今、在園している園児の保護者でありますとか卒園児の保護者の思いというのは、やっぱり重く受けとめなければならないと思っています。丁寧に説明していく中で、ご理解を得られればというふうに考えております。

以上でございます。

鈴木委員 よろしくお願いいたします。

服部委員長 よろしいでしょうか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第23号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第23号につきましては、可決されました。

服部委員長 では次に、日程第7、「諸報告」であります。諸報告1「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の一部を改正する法律の概要について」であります。事務局からご報告をお願いいたします。

学校教育室長
(上中)

それでは、諸報告1「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律の概要について」ご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。1、2ページにつきましては法律の改正のポイントを記載させていただいております。

3ページをご覧ください。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令」は平成26年4月16日付で公布されました。

市町村立の小学校及び中学校において使用する教科書については、都道府県教育委員会が設定する採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、共同採択地区内の市町村教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科書を採択することとする、いわゆる共同採択制度を採用しています。

今回の法令改正は、義務教育諸学校の採択の制度の改善を図るため、近年、共同採択にあたって協議が難航する事例が生じていることを踏まえ、共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備を行うほか、柔軟に採択地区を設定できるようにするための採択地区の設定単位の変更、教科書の採択に関する信頼を確保するための採択結果及び理由等の公表について定めることとしたものであります。

その概要につきましては

(1) 共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備

共同採択地区内の市町村教育委員会は、規約を定めて採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないものとする。

(2) 採択地区の設定単位の変更

都道府県教育委員会が設定する採択地区の設定単位を「市郡」から「市町村」に改める。

(3) 採択結果及び理由等の公表

市町村教育委員会等が教科書を採択したときは、採択結果及び理由等を公表するよう努めるものとする。

というものです。

次に、5ページをお開きください。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する法律施行規則の一部を改正する省令」の概要についてご説明いたします。

改正の趣旨ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律により、新たに共同採択について採択地区協議会を設けなければならないこととされ、また、この採択地区協議会の組織及び運営については政令で定めることとされました。今回の政令改正は、この政令の定めとして、採択地区協議会の組織及び運営について定めるものであります。

また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第15条においては、市町村教育委員会等が教科書を採択したときは、採択結果、理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとしております。この文部科学省令の定めとして、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第7条において、教科書を採択したときに公表すべき事項を定めております。

この公表すべき事項の一つとして、教育委員会の会議の議事録について定められておりますが、教育委員会の会議の議事録については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、新たに作成・公表の努力義務が課されることとなりました。これに伴い、現行の省令における教育委員会の会議の議事録に係る規定は意味を失うことから、削除し、また、改正法により、新たに共同採択について採択地区協議会を設けなければならないとされたことに伴い、教科書を採択したときに公表すべき事項として、新たに採択地区協議会の会議の議事録について定めるとしたものです。

改正の概要につきましては、

(1) 採択地区協議会の組織及び運営において

- ・採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもって組織するものとしたこと。
- ・採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定めるものとしたこと。
- ・会長は、会務を総理するものとしたこと。
- ・会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理するものとしたこと。
- ・上記の規定のほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定めるものとしたこと。

また留意事項として、共同採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づき教科書を採択しなければならないものであるから、採択地区協議会の委員は、教育委員会の代表者となる教育長を含めることとするなど、それぞれの市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映

されるよう、選任する必要があること、といったことが通知されております。

本市においては、今まで猪名川町と共同採択を行ってまいりましたが、その運営において、特に問題はございませんでした。また両市町は自然、文化、生活圏といった諸条件が類似しているといった点や、合同で教科書採択の調査研究にあたることで、調査員の数も十分に確保でき、教科書内容について緻密な調査研究ができること、地区内の教員が共同で教材研究や授業研究を行うことが可能となり、教職員同士の資質向上の場ともなるといったメリットもあり、今後も共同で採択を行っていくことを考えております。

また共同採択を実施するにあたっての採択地区協議会規約につきましては、今後、猪名川町と協議を進め、1月の定例教育委員会においてご審議いただきたく思っております。

以上でございます。

服部委員長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

加藤委員

今の問題とは少し外れるんですが、部長にお伺いしたいんですが、これ単独採択というのが、いったら認められるというか、そういう形になってきたわけですけど、全国的な趨勢としては、それやったら単独にしようというところ増えていますか。

教育振興部長
(石田)

申しわけありません。今のところ、数は把握しておりません。また調べてお教えさせていただきます。

加藤委員

僕は、その単独採択というのは根本的に反対です。というのが、そういうことをしてしまうと、同じ価値観を醸成するという意味における義務教育というのはどこに行くんだと。今、室長から説明があったように、当地区においては問題ないから協議しながらちゃんとやっていくということですが、一つそういう事例があったからといって、ここまで踏み込むのは施策的にどうかなと思います。だから、変な方向に、変な方向って僕の思うような変な方向に行かないように、みんなで愛国心を育てていく、そういう義務教育にしていきたいと思っております。感想です。

服部委員長

ありがとうございます。

学校教育室長
(上中) 先ほどの採択地区の件でございますけども、ほぼ阪神地区におきましては単独の採択をするということで、県内におきましては、郡部の方につきましては共同の採択というような方向性が、いま現在のところ、聞いておるところでございます。

服部委員長 ほかにございませんでしょうか。

服部委員長 それでは諸報告1については以上といたします。

服部委員長 では次に、諸報告2「池田市立図書館との広域利用について」であります。事務局からご報告をお願いいたします。

中央図書館長
(田淵) それでは諸報告2「池田市立図書館との広域利用について」ご報告申し上げます。
お手元にお配りしております資料2「池田市立図書館との広域利用について」をご覧ください。
川西市立中央図書館は、川西能勢口駅前の商業施設内にあるため、勤めておられる方、買い物のついでの方など、多くの方にご利用いただいております。
また、平成13年7月より、阪神7市(尼崎・西宮・芦屋・伊丹・宝塚・三田・川西)1町(猪名川)間において「公立図書館広域利用」を実施しており、多くの方に利用をいただいております。
このたび、池田市より、「広域利用できないか」との申し出があり、池田市と4回ほど協議を重ね、平成27年3月から広域利用(試行)を実施することにいたしました。
具体的な利用の内容につきましては、資料をご覧ください。川西市民の利用にできる限り支障が出ないように、現行の貸出し基準、池田市が実施しております北摂地域との広域利用の規約を参考にしております。利用(試行)開始月を27年3月からとしておりますのは、本市の図書館システムの一部を変更する必要があるためです。変更作業を行うにはシステムを停止する必要があります。その作業を、蔵書すべてを点検する特別整理期間である平成27年2月中旬から3月末までの間に行いたいと考えています。この間は貸出し等のシステムを停止いたしますので、この間に併せて行うことで図書館利用者にはご迷惑をおかけすることはないと考えて、この期間にしたいと考えております。
試行期間中に出てきました課題等については、池田市と協議しながら本

格実施に向けて進めてまいります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

服部委員長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員

それぞれの施設の条件とか施設の内容によって利用条件は違うとは思いますが、比べたときに、インターネット端末パソコン席利用と自習席の取扱いについては大きく異なっています。その理由を教えてくださいませんか。

中央図書館長
(田淵)

インターネット端末のパソコン席の利用につきましては、川西市の場合は、図書館カードがなくても、どなたでも利用していただけるというふうにしておりますので、池田市民の方が今後利用される場合についても、利用していただくというふうな形で考えております。池田市のほうは、それはしておられませんので、不可という形で池田市の方に準拠した形で決められております。

自習席につきましては、川西市の場合はアステの4階と5階に図書館を設けておるんですが、自習席が30席しかありません。4階のフロアでは18席、そして5階のフロアでは12席というふうになっておりまして、一方、池田市の方では1部屋を自習席ということで92席設けておられまして、こちらの方は、カードなしでも、どなたでも自由に使っていただけるということになっております。それぞれ図書館ごとに利用のほう、可、不可ということで定めさせていただいております。

以上です。

磯部委員

ありがとうございます。

服部委員長

ほかにございませんでしょうか。

加藤委員

資料2で、川西市在住の方と、それ以外の方の差異が、これ見ただけでは読み取れないんですが、例えば貸出冊数に関しては一緒なんですか。

中央図書館長
(田淵)

現在、川西市立中央図書館を利用していただける方につきましては、川西市在住の方、そして阪神6市1町ですね、川西を除きまして6市1町の方、そして川西市内の事業所に勤めておられる方、川西市内の学校、幼稚園に在学在籍されている方ということになっておりまして、貸出冊数は図書が12冊ということで、2週間以内というふうに設けております。これ

は、今回、貸出冊数5冊とか2週間というのは、先ほども説明させていただきましたように、池田市が北摂のほうで広域利用しておられます、そちらの方を参考にさせていただいて基準を設けております。

以上です。

加藤委員

それならば、現状の川西市の方と池田市の方との条件の違いを併記してもらった方が、どのくらいの差異があるかということは分かりやすかったかなと。

中央図書館長
(田淵)

今回、申しわけありません、その比べた表という形にはしておりませんので、またそちらのほうを作成させていただいて、提出の方をさせていただきたいと思います。

以上です。

磯部委員

この資料2で書かれていることですが、例えばどこかに文書で出ることはありませんか。今の加藤先生のご意見にも関連していると思うんですが、例えば、対象ですが、川西市においては、川西市に在勤在学する人を除く池田市在住の方というふうになっていますが、もともとは川西市に在勤在学する人に関しては、川西市の条件として使えるはずなんですけれど、これだけひとり歩きをしてしまうと、使えないのかなというふうに勘違いをなさる方もいらっしゃると思います。いかがでしょうか。

中央図書館長
(田淵)

今、委員が言われましたように、確かに表現をきちっとしないと誤解を招かれる方がたくさんおられるかと思えます。今後の予定ですが、広報等でしっかりチラシ等を作成しまして、誤解のないように各市一斉に広報の方を開始したいというふうな形で、今、作業の方を進めております。

磯部委員

よろしく願いいたします。

服部委員長

ほかによろしいでしょうか。

服部委員長

それでは諸報告2については以上といたします。

服部委員長

では、以上で本日の議事はすべて終わりました。
次回の定例教育委員会は、1月22日(木)午後2時から、庁議室において開会いたします。

服部委員長

これをもちまして、第21回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れ様でした。

[閉会 午後3時22分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成27年1月22日

署名委員 磯部 裕子 (印)

鈴木 温美 (印)